

財務省告示第五号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四
 十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を
 買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり
 告示する。

平成十七年一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却 実行日	額面金額の 総額	額面金額百 円当たり 買入価格の
利付国庫債券 （五年）	第十四回	平成十六年 二月十三日	千二百万円	百円
”	第十五回	平成十六年 二月十三日	三百五十万 円	百円
合 計			千五百五十 万 円	